

# V 学校教育

1	学校教育の概要	57
2	学校支援訪問	59
3	特別支援教育	60
4	生徒指導	62
5	教育指導	64
6	就学前教育	65
7	学校における人権教育	65
8	就学援助	66



# 1 学校教育の概要

新しい情報や知識が成長を支える現在の社会は、第4次産業革命とも言われる急速な技術革新によって、情報や知識、技術をめぐる変化が加速度的に早くなり、社会の変化を正確に予測することがますます難しくなっている。予測のつかないこれからの時代を生き抜くため、子どもたちは早い段階から、自らの人生を切り拓く自立した人間として成長する必要がある。

また、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来で、社会保障はもとより、地域経済の活力の低下などが懸念されている。今後、「共創」の考えに基づき、一人一人が多様な個性や能力を発揮し新たな価値を創造すると共に、互いの強みを生かし合い、人が人として、より幸せに生きる多様性に富んだ社会を築いていくことが、発展への原動力として不可欠となる。

学校教育においては、多様な個性や能力のある子どもたちが、その能力を開花させ、社会の中で活躍できる可能性を広げられるよう、新しい学習指導要領の理念である社会に開かれた教育課程の実現に向け、地域、家庭、学校、行政が一体となって、一人一人の課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを生かすという視点にたった教育の充実が必要となる。

学校教育を通して、子どもたち一人一人が自ら個性を発揮し、広い視野と柔軟な思考力をもって、未来をたくましく生き抜いていく力を育むために、自ら学び自ら考える力などの確かな「学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」などの向上を目指す。

さらに、地域性を生かした小中一貫教育を継続・発展させるとともに、保育所や幼稚園、認定こども園と小学校との連携を推進し、学びの連続性及び一貫性を確保した体系的な教育・保育を目指す。

学校教育については、宮崎市教育ビジョンの3つの基本目標の中に盛り込まれている。

基本目標1は学校教育の充実である。そのため、主に以下の内容について取り組むこととしている。

- 子どもたちが、主体的に学び、基礎的・基本的な内容を習得し、思考力・判断力・表現力を身に付けていくことができるようにするため、学力の向上の取組を推進する。
- 子どもたちが、読書に親しみ豊かな心を身に付けることができるようにするため、読書活動の推進を図る。
- 子どもたちが、ICT\*に慣れ親しみ、社会において必要とされる情報活用能力を身に付けることができるようにするため、情報教育の充実を図る。
- 子どもたちが、自国や他国の言語・文化を理解し、臆することなく外国語（英語）によるコミュニケーションができるようにするため、外国語教育・国際理解教育の充実を図る。

---

※ ICT Information and Communication Technology の略。コンピューターや、情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術。

- 子どもたちが、安心・安全で居心地のよい学校生活を送ることができるようにするため、生徒指導および教育相談体制の充実を図る。
- 子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を身に付けることができるようにするため、道徳教育の充実を図る。
- 障がいのある子どもも障がいのない子どもも、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を受けることにより、安心して学び、自分の可能性を伸ばすことができるようにするため、特別支援教育の充実を図る。
- 子どもたちが、発達段階に応じて連続的に学ぶことができるようにするため、保幼小および小中の連携を推進する。
- 子どもたちが、運動やスポーツの楽しさや喜びを実感しながら、技能や態度を身に付けることができるようにするため、体力および運動能力の向上の取組を推進する。

基本目標2は教育環境の充実である。そのため、主に以下の内容について取り組むこととしている。

- 子どもたちが、自ら学び自ら考える力などの確かな「学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」などを向上することができるようにするため、教職員の資質向上を図る。

基本目標3は地域・家庭・学校が連携した教育の充実である。そのため、主に以下の内容について取り組むこととしている。

- 子どもたちが、地域への愛着を深め、将来、社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることができるようにするため、キャリア教育の充実を図る。
- 子どもたちが、郷土の歴史や偉人、文化財について正しく理解し、関心を高めるとともに、誇りや愛着をもって大切に継承していく心を育むため、見る・触れる機会の創出や学校への支援に取り組む。
- 子どもたちが、安心して充実した学校生活を送ることができるようにするため、学校と家庭・地域が連携して取り組む、開かれた学校づくりを推進する。
- 地域における学校支援の促進と、学校の地域活動への参加の促進を図るために、地域、家庭、学校が連携できる体制づくりを推進する。
- 子どもたちが、災害に備えて、自他の命を守るために必要な知識等を身に付け、地域の一員として行動できるようにするため、防災教育の充実を図る。

令和5年度の主要事業としては、(1)いじめ・不登校対策の推進、(2)部活動の地域連携・移行の推進、(3)特別支援教育の充実の3項目を掲げ、学校及び関係機関・団体等と連携した取組を推進する。

## 2 学校支援訪問

### (1) 目的

学校支援訪問は、市教育委員会が法の定めるところに基づき計画的に実施することにより、宮崎市立学校の教育水準の維持向上と学校の適正な経営管理を目指すとともに、各学校や教職員の課題解決を図る。特に、学力向上や授業改善への支援を行うとともに、本市の抱える課題解決のための支援を行うことを目的として行う。

### (2) 実施主体

宮崎市立小中学校を対象にした学校支援訪問は、学校の設置管理者である市教育委員会が、法の定めるところにより計画的に実施するものとする。

なお、必要に応じて県教育委員会に指導主事等の派遣を要請することとする。

### (3) 内容

- ① 本市の学校支援訪問（定期）の目的を達成するために、半日、または終日の日程で、授業を担当する全ての教諭等の授業参観を行う。また、前年度に実施した「学力向上に関する学校支援訪問」で確認した内容を踏まえた支援ミーティングを行い、学力向上に関する改善策等について協議する。
- ② 各学校の諸課題に応じた支援を目的に、学校組織マネジメント、生徒指導、特別支援教育、学力向上、諸表簿の管理、部活動運営、市費非常勤等の学校支援訪問に加えて、学校からの要請による学校支援訪問を行う。

### (4) 方法

- ① 3年に1回実施
  - 学校支援訪問（定期）
  - 諸表簿の管理に関する学校支援訪問
  - 学力向上に関する学校支援訪問
- ② 1年に1回実施
  - 学校組織マネジメント等に関する学校支援訪問
  - 生徒指導及び特別支援に関する学校支援訪問
  - 学校図書館に関する学校支援訪問
- ③ 該当校のみ実施
  - 部活動運営に関する学校支援訪問（部活動がある小学校及び全中学校）
  - 市費非常勤講師に関する学校支援訪問
  - 学校の要請による学校支援訪問
- ④ 対象校のみ実施（県教育委員会と協働で実施）
  - 子どもの学び研究開発指定校支援訪問（小学校1校）
  - ひなた授業づくり訪問（小学校1校、中学校1校）

### 3 特別支援教育

#### (1) 特別支援教育就学相談委員会

教育委員会の諮問に応じ、障がいのある幼児・児童及び生徒に対する適切な指導に必要な事項を調査審議するため、学識経験者、医師、関係教育機関の職員、関係福祉機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者の中から20人を委嘱している。委員の任期は2年。

#### (2) 特別支援教育相談員

市特別支援教育就学相談委員会の活動を促進し、その目的を達成するため、その準備事務、事前調査、中間処理、事務処理と一貫した事務を処理するとともに、幼児等についての教育相談に応じている。併せて専門調査委員の職務を行う目的をもって、会計年度任用職員5名を「宮崎市教育相談センター」に配属している。

#### (3) 特別支援学級児童・生徒

##### ①小学校（令和5年5月1日現在）

学年 障がい種別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	学級数
知的障がい	42人	47人	40人	26人	42人	38人	235人	51学級
自閉症・情緒障がい	98人	118人	138人	126人	128人	122人	730人	122学級
計	140人	165人	178人	152人	170人	160人	965人	173学級

##### ②中学校（令和5年5月1日現在）

学年 障がい種別	1年	2年	3年	計	学級数
知的障がい	30人	39人	34人	103人	27学級
自閉症・情緒障がい	98人	120人	73人	291人	51学級
計	128人	159人	107人	394人	78学級

#### (4) 通級指導教室

##### ①小学校（令和5年5月1日現在）

学年 障がい種別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	教室数
言語	1人	32人	17人	19人	11人	5人	85人	5教室
難聴	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1教室
情緒	8人	22人	28人	41人	38人	33人	170人	11教室
LD・ADHD	3人	66人	103人	97人	114人	96人	479人	30教室
計	12人	120人	149人	157人	163人	134人	735人	47教室

##### ②中学校（令和5年5月1日現在）

学年 障がい種別	1年	2年	3年	計	教室数
情緒	3人	11人	28人	42人	3教室
LD・ADHD	18人	22人	37人	77人	6教室
計	21人	33人	65人	119人	9教室

\* LD（学習障がい）：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すもの。

\* ADHD(注意欠陥/多動性障がい)：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

#### (5) 生活・学習アシスタント

下肢等に障がいのある児童生徒の学習補助や生活の介助等を行うため、生活・学習アシスタントを配置し、学校生活への適応支援と保護者の負担軽減を図る。

(令和5年度60人派遣：令和5年5月1日現在)

#### (6) スクールサポーター

発達障がい等のある児童生徒に対して学習指導や生活指導などのサポートを行うため、スクールサポーターを配置し、児童生徒のニーズにあった教育を推進する。

(令和5年度72人派遣：令和5年5月1日現在)

#### (7) 授業スタッフ/ コーディネーターサポートスタッフ

特別支援学級のうち在籍数の多い学級等の支援や特別支援教育を推進する特別支援教育コーディネーターの支援のため、教員免許を有した非常勤講師を配置し、児童生徒のニーズにあった教育を推進する。

(令和5年度29人派遣：令和5年5月1日現在)

## 4 生徒指導

### (1) 不登校児童生徒対策事業

不登校児童生徒の相談窓口として、平成元年4月1日より教育支援教室「心の談話室」を設置した。

現在、教育支援教室として宮崎「小戸教室」、宮崎「小戸教室サテライト 神宮」、宮崎「小戸教室サテライト 里山」、宮崎「田吉教室」、佐土原「あじさいルーム」、田野「わかば教室」、高岡「穆園教室」、清武「希望教室」において、相談業務や学習支援、体験活動などを通して、不登校児童生徒の集団生活への適応、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善を図り、社会的自立を支援している。

(チーフスクールアドバイザー1人、スクールアドバイザー10人)

また、全小学校の4年生と全中学校の1年生を対象にメディア安全指導を推進し、インターネットやSNSを安全に利用し、ネット犯罪に巻き込まれることを防ぐ。

### (2) 小中学校スクールカウンセリング等事業

市内25の小中学校に25人(小学校7校、中学校18校)のスクールアシスタントを配置し、学校の教育活動と家庭・地域社会との連携を支援し、児童生徒の自己指導能力の育成を図る。

市教育情報研修センター内の「教育相談センター」において、児童生徒、保護者、教職員等を対象に、児童生徒の心理面から、カウンセラー(会計年度任用職員の相談員)によるカウンセリングを行い、学校におけるいじめや不登校等、学校教育全般に関わる相談を受け、問題解決を支援する。

(学校経営アドバイザー1人、チーフスクールアドバイザー1人、特別支援教育アドバイザー1人、特別支援教育相談員4人、スクールカウンセラー3人、スクールソーシャルワーカーコーディネーター1人、スクールソーシャルワーカー5人)

### (3) 不登校児童生徒学習支援体制整備事業

#### ①「不登校支援の在り方協議会」の設置

「不登校児童生徒への支援の在り方について」(文科省通知)に基づき、不登校児童生徒に対する現状と課題について、協議会でのご意見や助言等をいただくことで、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策等の検討の参考とする。

#### ②校内教育支援教室への「校内教育支援指導員」の配置

教員免許を有する校内教育支援指導員(週15時間)を配置することで、別室登校の児童生徒への受入体制の充実を図るとともに、不登校支援等にかかる教職員の負担軽減を図る。また、学校での受入体制を検討し、馴染めない要因の解消に努めていく。

### (4) 学校安全

#### ①安全対策

生活安全、交通安全、災害安全について、学校教育全体を通して、安全教育、安全管理



を充実させ、児童生徒の生きる力を育む安全教育の推進を図る。

## ②事故防止対策

各学校で、通学路交通安全プログラムに基づいた、通学路の合同安全点検を行い、通学路の安全確保に努めるとともに、交通安全教室等を実施し、交通安全指導の充実を図る。

## (5) 防災教育

未曾有の被害をもたらした東日本大震災における様々な事例を教訓に、これまでの学校防災や防災教育を改めて見直し、さらに充実した取組を進めることで、「自分の命は自分で守れる」みやざきっ子の育成を目指す。

### ①「宮崎市立小・中学校における危機管理マニュアル」の見直し

災害の際、児童生徒が、その場の状況に応じた適切な判断ができるようになることを目的に、具体的な行動を示すものとして平成23年5月に策定した。本マニュアルを見直ししながら、各学校の実状に応じてさまざまな場面を想定した避難訓練を実施することで、より実行性のある取組に努める。

### ②防災主任の設置

学校の災害時における児童生徒の安全を確保する観点から、それまでの防災担当（安全担当）の役割（業務）を整理し、新たに防災を担当する「防災主任」を全小中学校に配置することにより、より一層の学校防災の充実を図る。具体的には、学校の防災計画書の作成や避難訓練に関すること、校内における防災教育の推進やその啓発を行う。

なお、「防災主任」に対しては、研修を行い、その資質の向上に努める。

### ③「宮崎市防災教育手引書」の活用推進

“釜石の奇跡”で知られる岩手県釜石市の防災教育を参考に、本市における防災教育の充実を図るために防災教育手引書の検討委員会を設置し、子どもたちが身に付けるべきポイントを盛り込んだ「宮崎市防災教育手引書」を作成した。

各教科等において、特に防災や災害との関連性が深いと思われる内容を抽出し、指導例を作成した。指導例は、具体的な授業を想定して、授業の目標や展開・まとめの流れなどを示している。

平成24年度、25年度で作成し、市内全小中学校に配付した。また、活用の推進を図るため、宮崎市の教育情報サイト「アイビーネット」へ資料を掲載した。平成27年度には、小学校の教科書の改訂に伴い、手引書の一部見直しを実施した。平成28年度は、中学校の教科書改訂に伴った、手引書の一部見直しを行った。

## 5 教育指導

### (1) 非常勤講師派遣事業

学力向上を図るために、少人数指導やチームティーチング、小学校の一部教科担任制、複式授業の緩和等に取り組めるように非常勤講師を配置し、児童・生徒に応じたきめ細やかな指導を行う。

### (2) 学校図書館

#### ①学校司書

学校図書館を活用した授業の充実と読書活動のより一層の推進を図るため、司書資格等を持った学校司書を全小学校に配置し、学校図書館の充実を図る。

#### ②読書活動アシスタント

読書活動の推進を図るために、全中学校に読書活動アシスタントを配置し、図書貸出・返却業務、配架の工夫及び館内ディスプレイ、学校図書館を活用する授業への支援等を行う。

### (3) 学校体育

学校における体育に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものであり、特に体力の向上に関する指導については、体育の時間はもとより、特別活動や部活動等において適切に行う必要がある。そのため、教職員の指導力を高めるための研修の実施や小学校の体育の授業に運動の専門的な指導のできるアシスタントを派遣すること等により、学校体育の充実発展に努める。

## 6 就学前教育

### (1) 市立幼稚園

(令和5年5月1日現在)

区 分	在 園 児 数			
	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
清武幼稚園	2	5	3	10

### (2) 市立以外の幼稚園等

(令和5年5月1日現在)

区 分	在 園 児 数			
	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
国立幼稚園	23	38	35	96
私立幼稚園	236	298	347	881
認定こども園	586	566	640	1792
計	845	902	1022	2769

※認定こども園については、教育標準時間（1号）認定の園児のみを計上

## 7 学校における人権教育

人権教育の課題は、社会の中にある不合理な差別について正しく認識し、真に差別をなくしていく強い意志と実践力を育てることである。学校における人権教育は、児童生徒の発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、全教育活動をとおして人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養わなければならない。

そこで、指導にあたっては次のようなことに配慮する。

- すべての学校において人権教育を推進し、すべての教師が課題について正しい認識と共通理解の上に立ってその解決にあたるように努める。
- 学校教育においては、児童生徒の発達の段階に配慮しながら、教育課程のすべての領域をとおして、人権教育を積極的に推進する。
- 人権教育を推進するにあたっては、指導者が課題に関する正しい認識と実践力をもつために、指導者の資質の向上に努める。

## 8 就学援助

経済的理由により就学困難な児童生徒に「学校教育法」に基づき、また特別支援学級等に就学する児童生徒に「特別支援学校への就学奨励に関する法律」の趣旨に準じ、それぞれの保護者に学用品等を支給する。

### 令和4年度支給状況（被災児童生徒を含む）

区 分	小 学 校			中 学 校			計	
	人員	支 給 額	支給限度額	人員	支 給 額	支給限度額	人員	支 給 額
	人	円	円	人	円	円	人	円
学用品費 通学用品費	3,932	51,262,403	1年 11,630 その他 13,900	2,335	55,283,581	1年 22,730 その他 25,000	6,267	106,545,984
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	3,257	4,742,628	1,600	670	861,628	2,310	3,927	5,604,256
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	598	1,155,482	3,690	1	6,210	6,210	599	1,161,692
体育実技用具費	0	0		247	594,500	柔道 7,650 剣道 52,900	247	594,500
修学旅行費	731	10,776,879	22,690	729	31,068,664	60,910	1,460	41,845,543
通 学 費	38	657,218	40,020	5	218,194	80,880	43	875,412
新入学用品費	408	27,605,280	54,060	704	44,700,000	60,000	1,112	72,305,280
学校給食費	3,847	172,069,160		2,194	114,056,669		6,041	286,125,829
医 療 費	88	491,738		28	260,324		116	752,062
計		268,760,788			247,049,770			515,810,558

特別支援学級 就学奨励費	461	14,641,790		159	7,594,208		620	22,235,998
-----------------	-----	------------	--	-----	-----------	--	-----	------------